

記者配布資料

大阪経済記者クラブ会員 各位

**「TPP11/日 EU・EPA に関する専門相談窓口の設置及び
書類作成代行サービスの開始」について**

〈問い合わせ先〉大阪商工会議所 国際部
電話：06-6944-6411（福田、松本）

大阪商工会議所は、TPP11 や日 EU・EPA の原産地規則や必要な書類などについて助言を行う相談窓口を4月1日に開設する。また、4月8日から、輸出書類「原産品申告書」、「原産地に関する申告書」の作成代行サービスを開始する。TPP11、日 EU・EPA に関する専門相談窓口の設置、代行サービスは全国の商工会議所で初めて。

2018年12月にTPP11が、2019年2月に日EU・EPAがそれぞれ発効した。日本製品の輸出に際しては、関税が減免されるなどのメリットがあるが、そのためには「原産品申告書」などの書類を税関に提出する必要がある。これまでのEPAでは、商工会議所が「日本原産地証明書」などを発給していたが、今後は全て自社で輸出書類を準備・作成する必要があり、各企業にとって負担が大きい。

そこで本会議所では、この負担を軽減するため、全国の商工会議所に先駆けて専門相談窓口を設置し、2名の相談員が常駐して個別相談に対応するほか、書類作成代行サービスも行う。

①専門相談窓口（4月1日開設）

内 容：TPP11 や日 EU・EPA の原産地規則、必要な書類などについてアドバイスする。
また、商品別に最も有利で取り易いEPAを紹介する（関税率、原産地規則等）。
相談方法：直接来所、専門相談ダイヤル（06-6944-6407）で個別に対応
（受付時間は、平日午前9時から午後5時。予約不要、相談無料）

②書類の作成代行（4月8日開始）

内 容：TPP11、日 EU・EPA を利用した輸出書類「原産品申告書」、「原産地に関する申告書」の作成代行（日本から輸出する場合のみ対応。日本に輸入する場合は利用できない）。申請者から、輸出者/輸入者名、輸出産品名/数量、HS（CN）コード、原産性判断基準等の情報提供を受けるなどの必要な手続きを経た後、本所が専用紙を使用して上述輸出書類を作成代行する。輸出者は、最終的にそれに自署した上で税関に提出。
料 金：3,000円/件（大阪商工会議所会員料金。非会員は6,000円/件。いずれも税別）
受付方法：電話（06-6944-6407）で問合せ・申込み

以上